

維持管理計画書

産業廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

(1) 囲い等

- ア) 部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当社屋部工場内に設置し、
囲い・フェンス等を施設周辺に設置する。
- イ) 屋部工場内への入場につき、正門に警備員を常駐させる。

(2) 処理施設の基準の遵守

- 中間処理で使用する焼却施設・破砕施設等は、環境省令で定める規定及び基準を遵守する。

(3) 保管場所及び保管方法

- ア) 保管場所基準を備えた当社屋部工場内の建屋内(土間はコンクリート舗装)にて、
受け入れた産業廃棄物を品目ごとに保管する。
- イ) 品目ごとに保管する産業廃棄物保管の出入口側については、50%勾配(26.5°)の
保管基準を守る。

(4) 掲示板・表示等

- ア) 見やすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必
要な事項を表示した掲示板を設置する。
- イ) 掲示板・立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき項目
に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。
- ウ) 掲示板・立札等が破損した場合は直ちに補修する。

(5) 処理能力に見合った処理

- ア) 再生処理を行う廃棄物の量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受
け入れる際に計量を実施する。
- イ) 施設での廃棄物の再生利用は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

(6) 保管期間

- 産業廃棄物の保管期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な再生処理を行う
ため、やむを得ないと認められる期間とする。

(7) 廃棄物の保管

- ア) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能
力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにする。
- イ) ただし、建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木
くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたもの
に限る。)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場
合は当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28(アスファルト・コンク
リート破片にあつては、70)を乗じて得られる数量とする。
- ウ) 処理施設の定期的な点検又は修理(実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、
その期間が七日を超えるものに限る。)以下「定期点検等」という。)の期間中に産業廃棄
物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当
する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に二
分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
- エ) 定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超え
ていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検が終了
した日の翌日から起算して六十日間を限り、当該現に保管されていた数量を超えない
数量とする。

(8) 飛散等の防止

- 産業廃棄物の保管場所は、建屋内(土間はコンクリート舗装)のため、産業廃棄物の飛散
等の恐れはないが、常に建屋内の清掃を行い清潔を保つ。

- (9)害虫等の発生防止
廃棄物の再生施設においては、蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに、施設内の清潔を保持する。
- (10)騒音の防止
必要に応じサイレンサ等を取り付ける。
- (11)振動の防止
ア)十分な基礎重量を確保する。
イ)必要に応じ、防振ゴムを取り付ける。
- (12)粉塵の防止
清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。
- (13)排ガスの検査
別表-1に示す項目の測定を実施する。
ア)セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
イ)大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的実施する。
- (14)火災の防止
消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。
- (15)定期的な点検、機能検査
ア)セメント焼成炉の正常な機能を維持するために、年間2回の定期的な施設停止(10日程度)を実施し、別表-2に示す定期点検および修理を実施する。
イ)破碎機及び廃棄物運搬機械の正常な機能を維持するために定期的に総合点検を実施し、不具合、不良箇所等が生じ又は発見された場合は、ただちに修理等の必要な処置を講ずる。
- (16)日常の設備の維持管理
ア)セメント焼成炉の正常な機能を維持するために、別表-3に示す日常点検を実施する。
イ)破碎機及び廃棄物運搬機械の正常な機能を維持するために、日常点検(運転点検等)を実施する。
- (17)記録および保管
施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、屋部工場総務事務所内に3年間保存する。
- (18)異常事態の対応
再生施設から飛散する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
- (19)事故の防止
常に事故を防止するために中央制御室からプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に、地震、台風、大雨の際には現場巡回監視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。
- (20)使用道路
ア)使用道路は、交通渋滞の少ない道路を使用し、搬入する。
イ)使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努める。
ウ)雨天時等においては、施設内に入出入する運搬車両が周辺使用道路を汚すことのないよう、施設内に設置してあるタイヤ洗い場にて付着した泥等を洗い流す等の措置を講ずる。

(21) 搬入時の再利用する廃棄物の確認

- ア) 処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出業者、運搬業者との連絡体制を確立する。
- イ) 事前に排出業者、運搬業者と協議し、排出業者、運搬業者の識別カードを準備することによって処理不能な廃棄物の受入を防止する。
- ウ) 再利用する廃棄物の種類および数量を確認する。
- エ) 荷卸された再生利用する廃棄物に再生利用に不適な物が認められた場合はこれを除去する。
- オ) 必要がある場合は、ロット毎に先方から成分表を確認する。

(22) 周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、当該処理に係る周辺地域の生活環境保全および増進に配慮する。

(23) 事故時の対応

事故発生時には、琉球セメント株式会社屋部工場の異常時・緊急時の処置と連絡網に基づいて対応する。

(24) その他

その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに事業に係る関係法令を遵守する。

(25) セメント(再生品)の品質調査

製造したセメントを連続サンプリングし、性状の分析(JISに準ずる)を実施して品質の確認および管理を行う。

管理項目		JIS規格 (普通ポルトランドセメント)	実施者
化学成分 (%)	酸化マグネシウム	5.0以下	品質管理室
	三酸化硫黄	3.0以下	
	強熱減量	3.0以下	
	全アルカリ	0.75以下	
	塩化物イオン	0.035以下	
比表面積 (cm ² /g)		2500以上	
安定性	ハット法	良	
	ルシャテリエ法 (mm)	10以下	
圧縮強さ (N/mm ²)	1d	—	
	3d	12.5以上	
	7d	22.5以上	
	28d	42.5以上	
凝結	始発 (min)	60以上	
	終結 (h)	10以下	
水和熱 (J/g)	7d	—	
	28d	—	